

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処

第1章 平素からの備え

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1 組織及び体制の整備

1 市における組織・体制の整備 【法第41条】

(1) 市の各局・区等における平素の業務

市の各局・区等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各局・区等における平素の業務】イメージ

部局名	平素の業務
総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び配備に関する事 ・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事 ・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事 ・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事 ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 ・情報収集・提供及び通信に関する事 ・国民の保護に関する総合調整に関する事 ・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護計画に関する事 ・初動体制及び職員参集基準の整備に関する事 ・県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事 ・国民保護に係る啓発に関する事 ・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く） ・通信体制の整備に関する事 ・市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事 ・要配慮者の対策に関する事 ・自主防災組織等の支援に関する事 ・物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など
総合政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等に関する要望・陳情に関する事 ・特命事項に関する事 など
財政局	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護関係予算処置に関する事 ・市有財産の管理及び被害調査に関する事 ・被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など
市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事 ・区役所活動の支援に関する事 など ・広報及び広聴に関する事 など
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生・防疫活動に関する事 ・飲料水及び食品の衛生に関する事 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事 ・要配慮者の対策に関する事

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処
第1章 平素からの備え

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の対策に関すること ・赤十字標章等の交付等に関すること ・動物の保護等に関すること など
こども未来局	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の対策に関すること ・社会福祉施設の対策に関すること など
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・し尿の収集及び処理に関すること ・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など
経済農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾関係機関との連絡調整に関すること ・商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など
都市局	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設及び管理に関すること ・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること ・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること など
建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の管理に関すること ・緊急輸送路の確保に関すること ・道路・橋梁等の保全に関すること ・公共下水道の保全に関すること ・下水処理場及びポンプ場等の保全に関すること など
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等の伝達に関すること ・市民等に対する情報伝達態勢の整備に関すること ・避難所の開設及び管理運営に関すること ・避難者の誘導及び救援に関すること ・避難者の医療、助産、救護に関すること ・安否情報の提供に関すること など
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助活動を含む） ・緊急消防援助隊の受入れに関すること ・消防団活動に関すること ・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものに限る） ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること など
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保に関すること ・市水道施設の保全に関すること など
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療、助産、救護に関すること ・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関すること ・医療品及び衛生資材等の確保に関すること など
会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護関係経費の出納に関すること など
教育委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等の避難所の開設に関すること ・児童生徒等の安全、避難計画に関すること ・児童生徒等の保健に関すること ・学用品の給与に関すること ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること など
選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他局区に対する応援のための体制整備に関すること
人事委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他局区に対する応援のための体制整備に関すること
監査委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他局区に対する応援のための体制整備に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る議会活動に関すること など

(2) 市職員の参集基準等

① 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

② 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

③ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

※ 総務局を所管する副市長

事態の状況		体制	体制の概要			
情報収集の結果	・情報収集	危機管理部体制 (第1種配備)	危機管理部長の総合調整のもと、危機管理部職員が情報収集にあたる。			
	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 〔例：国内遠隔地での攻撃等〕					
	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 〔例：東京都内での攻撃等〕 ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害が生じている場合	市警戒本部体制	(第2種配備)	危機管理監が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。		
	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 〔例：近隣市での攻撃等〕 ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)				(第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。
	・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合					
・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。				

④ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯するなど、電話・メール等による連絡手段を確保する。

⑤ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておく

ど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長の代替職員】

代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第1順位とされている副市長	市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第2順位とされている副市長

⑥ 職員の服務基準

市は、③の表の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

⑦ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

(3) 消防機関の体制

① 消防局における体制

消防局は、市における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

② 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(4) 国民の権利利益の救済に係る体制整備

① 国民の権利利益の救済に係る手続等 【法第6条】

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応する総合的な窓口を市国民保護対策本部に開設するとともに、手続項目ごとに、担当部署が処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容
損失補償 (法第6条、 第159条第1項)	特定物資(※)の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

※特定物資：救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者が取り扱うものをいう。以下同じ。

② 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備 【法第3条第4項】

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

(1) 基本的考え方

① 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

② 関係機関の計画との整合性の確保 【法第35条第3項】

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

③ 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(2) 国の機関との連携

① 防衛省・自衛隊との連携

市は、自衛隊による国民保護等派遣が円滑に行われるよう、また、自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

② 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

(3) 県との連携

① 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

② 県との情報共有

警報の内容や避難の指示、救援の活動内容等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

③ 市国民保護計画の県への協議 【法第35条第3・5項】

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

④ 県警察との連携

市長は、武力攻撃事態等において、自らが管理する道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(4) 他の市町村との連携

① 国民保護計画の作成等における連携 【法第35条第4・7・8項】

市長は、国民保護計画を作成又は変更する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。また、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

② 近接市等との連携 【法第147条】

市は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、武力攻撃災害の防御、避難の実施、物資及び資材の供給における協力関係を構築すること等により、相互の連携を図る。その他の市町村との間においても、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、備蓄物資等の供給に関する相互協力を確立する。

③ 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互

の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(5) 指定公共機関等との連携

① 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

② 国民保護計画の作成等における連携 【法第35条第7・8項】

市長は、国民保護計画を作成又は変更するため必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

③ 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院や医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時における広範な医療ネットワークの構築を図る。

また、武力攻撃原子力災害等の特殊な災害に迅速に対応できるよう、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）や公益財団法人日本中毒情報センター（以下「日本中毒情報センター」という。）等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

④ 関係機関との協定の締結等 【法第147条】

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(6) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】

① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、国際交流協会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、非常通信体制の整備及び情報収集・提供体制の整備を以下のとおり行う。

(1) 基本的考え方

① 非常通信体制等の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。

※非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

また、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線等の的確な整備・運用に努め、通信体制の確保に努めるものとする。

② 情報収集・提供のための体制の整備 【法第8条】

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、市は、通常的手段では情報の入手が困難な場合が多いと考えられる要配慮者に対しても情報を伝達できるよう、体制の整備を図る。

③ 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、下表の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

④ 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

施設・設備面	・警報の伝達等に必要となる同報系(※)その他の防災行政無線の整備に努めることとし、防災行政無線のデジタル化の推進に努めるなど、県に準じて通信体制の整備に努める
	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等(※)により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

※同報系：市町村役場と屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システム。

※ヘリコプターテレビ電送システム：ヘリコプターに搭載したTVカメラで地上の災害現場の状況などを撮影し、地上に電送するシステム

運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる要配慮者に対しても情報を伝達できるよう、体制の整備を図る。

(2) 警報の伝達等に必要なる準備 【法第47条】

① 警報の伝達・通知体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達・通知方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達・通知方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、要配慮者に対する伝達については、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに市災害時要配慮者支援計画に準じて、適切な避難対策を講じる。

② 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線については、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大に努める。

③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

④ 県警察との連携 【法第47条第3項】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安庁との協力体制を構築する。

⑤ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、住民に対し、警報や避難指示の意味を知ってもらうため、訓練等の様々な機会を活用して十分な周知を図る。

⑥ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、市域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する警報の伝達について、県との役割分担も考慮して定める。

⑦ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【法第94条、第95条】

① 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）の収集に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システム（※）を用いて都道府県に報告する。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書によることとする。

※安否情報システム：武力攻撃事態等において、避難所等に避難された方等の安否情報をシステムに登録し、国民からの照会に対して、消防庁・都道府県・市町村が回答する際に使用するシステム。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意 |
|--|

② 安否情報の収集・提供等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

③ 個人情報の取扱い

安否情報の収集・提供等については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

④ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備 【法第126条、第127条】

① 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

② 個人情報の取扱い

被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

③ 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

4 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 研 修

① 研修機関等における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国の研修機関等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

② 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト（※）、eラーニング（※）等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※ 国民保護ポータルサイト：内閣官房の国民保護に関するホームページ

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※ eラーニング：パソコン、コンピュータ等を利用して教育を行うことをいう。

③ 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓 練 【法第42条】

① 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

なお、住民の訓練への参加は、住民の自発的な意思によって行われるものであり、強制であるとの誤解を受けることのないよう配慮する。

② 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

③ 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、町内自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、町内自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に係る防災計画等の定めに基づいて、警報伝達や避難誘導が適切に実施されるよう、必要な訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 市域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される道路のリスト)
- 運送力のリスト
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設データベース
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧
- 協定一覧
- 消防機関のリスト
(消防機関の所在地等の一覧)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿（※）

※避難行動要支援者名簿：武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組み指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(2) **隣接する市との連携の確保** 【法第3条第4項】

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) **避難行動要支援者への配慮** 【第9条第1項】

市は、市災害時要配慮者支援計画に準じて、要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」（以下「避難行動要支援者」という。）に適切な避難対策を講じる。

(4) **民間事業者からの協力の確保**

市は、事業所単位での地域の避難誘導の主導、近隣地域への情報提供等、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) **学校や事業所との連携**

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) **大規模集客施設等との連携**

市は、大規模集客施設、駅、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等に対応するため、自主防災・自衛消防対策等の見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行い、また、市などが実施する避難訓練等への参加を要請する。

2 **避難実施要領のパターンの見直し** 【基本指針第4章第1節4】

市は、避難実施マニュアルにおいて、複数の避難実施要領のパターンを定めているが、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、避難行動要支援者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮しつつ不断の見直しを行う。

3 **救援に関する基本的事項**

(1) **基礎的資料の準備等**

市は、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図るとともに、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約すべき基礎的資料】

- 避難施設及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 医療救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 火葬場及び墓地のデータベース

(2) 電気通信事業者との調整

市は、県と連携して、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な臨時の通信設備の設置に関する条件等について、電気通信事業者と調整する。

4 運送事業者の運送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の運送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の運送力の把握

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の運送力について把握する。

【把握しておくべき運送力に関する情報】

- ① 保有車輛の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

(2) 運送関連施設に関する情報の把握

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の運送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき運送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路

管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

また、市は、避難住民の運送及び緊急物資の運送のための運送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努める。

(4) **協定の締結等**

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議し、災害時における体制も活用しつつ、これらが、市長からの避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めに円滑に対応することができるよう、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努める。

5 避難施設の指定 【法第148条】

(1) **避難施設の指定の考え方**

市は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所及び避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) **避難施設の指定上の留意事項**

ア 避難施設として学校の体育館、公民館等の屋内施設を指定する。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、学校の校庭等の屋外施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) **避難施設の指定手続**

市は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) **避難施設の廃止、用途変更等 【法第149条、施行令第36条】**

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

(5) **知事への報告 【法第184条第3項】**

市長は、(3)の指定をし、又は(4)の届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(6) 避難施設データベースの共有化

市は、国による避難施設情報の全国的な共有化（避難施設のデータベース化）のため、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設情報の整理を行い、また、(5)の報告を行う。

6 生活関連等施設（※）の把握等

※生活関連等施設：次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。（法第102条）

- ・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素 （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会

8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安庁等との連携を図る。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域における備え

本市には、石油コンビナート等特別防災区域が所在している。これらの施設の重要性にかんがみ、市は、平素から防災体制の活用も図り、事業者、県、県警察、消防機関その他の関係機関との連携に努める。

第3 物資及び資材の備蓄、整備 【法第142条】

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係 【法第146条】

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 【法第145条、基本指針第4章第7節2】

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を阻止するための除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤（※）や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

※ 安定ヨウ素剤：放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的であり、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。

(3) 県、他の市町村その他関係機関との連携 【法第147条、基本指針第4章第7節2】

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの市民自らの備蓄について

多数の住民が長期間にわたり避難する場合など、市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、市民が平素から自ら備蓄するよう啓発を行う。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) **ライフライン施設の機能の確保**

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) **復旧のための各種資料等の整備等**

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、施設管理台帳、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

このため、市、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

1 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備に当たっては、市地域防災計画に基づく「健康班活動計画」の定めを参考にする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、総合保健医療センターや保健福祉センター等を利用した地域保健医療救護拠点を整備する。

消防局は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進める。

2 後方医療体制の整備

市は、救護所設置前の初期医療活動に備えるため、また、救護所では対応できない重傷病者を収容・治療するため、市医師会と連携し、市内各行政区に災害医療協力施設を定める。

また、多数の重傷病者が発生した場合は、特に症状の重い傷病者の受入れを行う病院の確保が必要となることから、市内の公的高機能病院等を後方支援病院と位置づけ、重症傷病者の受入れを要請する。

さらに、後方支援病院でも対応できない傷病者を収容・治療するため、県の指定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、重篤傷病者の受入れ体制を整備する。

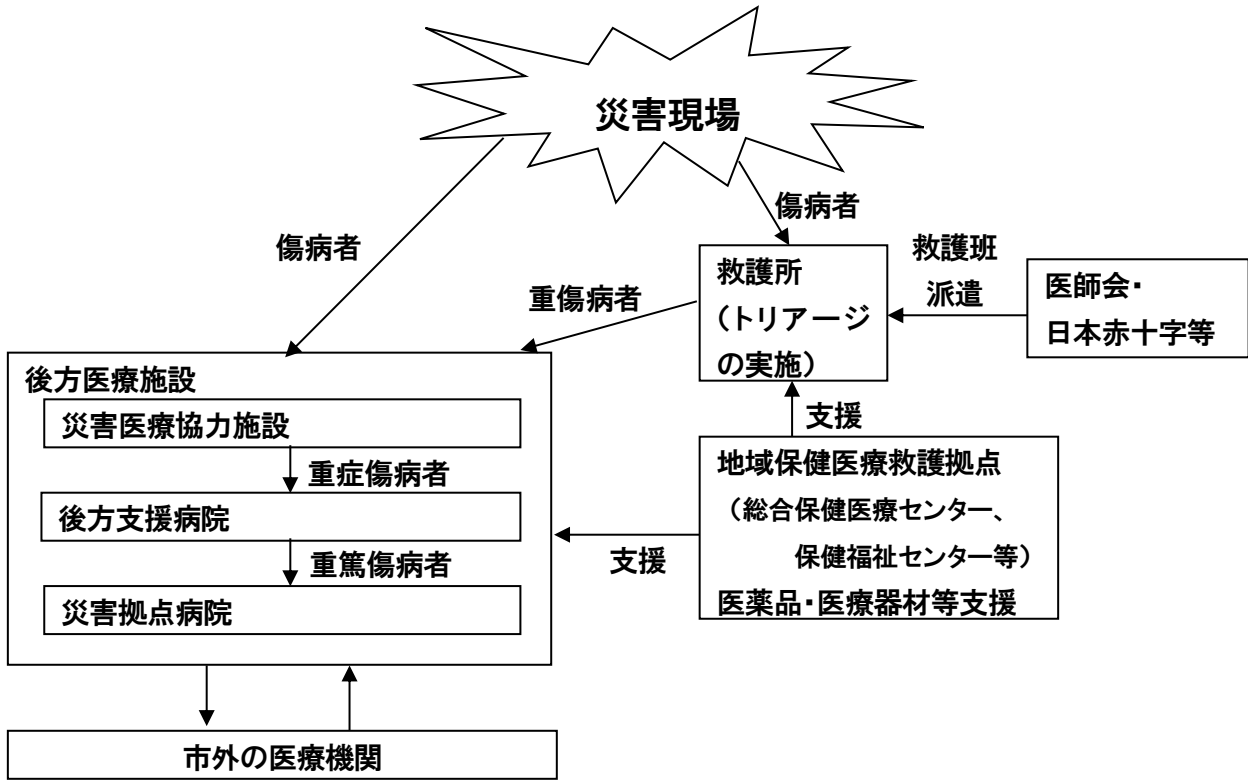
3 広域的医療体制の整備

市は、武力攻撃災害の広域性及び石油コンビナートが立地している本市の特殊性を考慮し、医療救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の広域的な医療救護体制を整備する。また、市地域防災計画に記載されている諸協定を活用し、他縣市等と協力した広域的な医療救護体制を整備する。

4 傷病者搬送体制の整備

市は、医療機関及び消防機関と連携し、救急車、ドクターヘリコプター及び市消防ヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

武力攻撃時における医療救護体制の流れ



第5 要配慮者の支援体制の整備 【法第9条第1項】

高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人などの要配慮者は、その多くの者が、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な状況に置かれており、武力攻撃事態の際は自ら避難等を行うことが困難であることから、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 要配慮者に関する配慮

(1) 支援のための体制整備

市は、武力攻撃事態等の発生時においては、要配慮者の安全を確保するために要配慮者の類型（※）や状況（例えば、障害の内容、程度）に応じた配慮が必要となることから市災害時要配慮者支援計画に基づき、要配慮者情報の共有等、情報等の伝達、避難誘導、安否情報の収集、避難所等における支援といった様々な局面に応じた体制を整備する。

※要配慮者の類型：千葉市地域防災計画においては「高齢者」、「視覚障害者」、「聴覚・言語障害者」、「肢体不自由者」、「内部障害者」、「知的障害者」、「発達障害者」、「精神障害者」、「難病患者等」、「乳幼児」、「妊産婦」、「外国人等」、「災害時負傷者」、「災害孤児等」及び「地理に不案内な旅行者等」を基本的な類型としている。（「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。）
なお、これら以外の人たちの中にも要配慮者は存在する。

(2) 市災害時要配慮者支援班の設置

市長（市長を本部長とする本部設置前には、その本部の本部長に就く職員）は、市災害時要配慮者支援計画に基づき、必要な場合において庁内横断的組織として市災害時要配慮者支援班を設置し、以下の活動を行うこととする。

- ・避難準備情報等の要配慮者への伝達
- ・要配慮者の安否確認
- ・住民組織や福祉関係機関等との連携・情報共有
- ・避難所の要配慮者支援窓口との連携・情報共有
- ・要配慮者対策に係る専門ボランティア（※）の受け入れ
- ・他自治体等からの派遣職員やボランティア等との連携・情報共有

※専門ボランティア：市地域防災計画上の用語で、医師や看護師、応急危険度判定士、各種福祉団体職員など、専門性をもつボランティアを指す。一般市民のボランティアである「一般ボランティア」と対比して用いられる。

また、必要に応じて区に対し、区災害時要配慮者支援班の設置を指示することができる。

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくこととされている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を

行うとされている。

3 児童生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなどの対策を、あらかじめ検討する。

4 外国人に対しての配慮

市は、外国語版のパンフレット等を作成することにより、日本語を解さない外国人等に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。また、通訳ボランティアを含む通訳者の確保を図ることにより、その安全に配慮する。

第6 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法 【法第43条】

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌紙、パンフレット、インターネット等の媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社千葉県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第2章 武力攻撃事態等への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

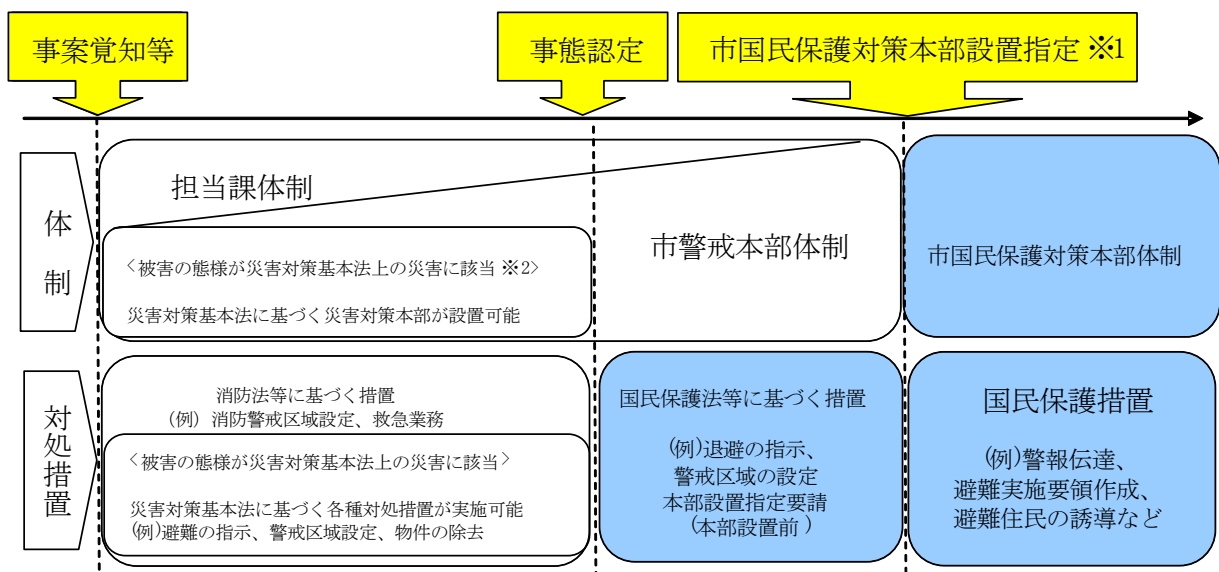
1 事態認定前における体制及び初動措置

(1) 初動時情報収集体制（担当部体制）

消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理部及び所管局・区等の長あてに報告する。担当部である危機管理部職員は、情報収集等の対応にあたる。

(2) 市警戒本部の設置

情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて、第2編第1章第1の1（2）③（25ページ）に定める体制をとる。

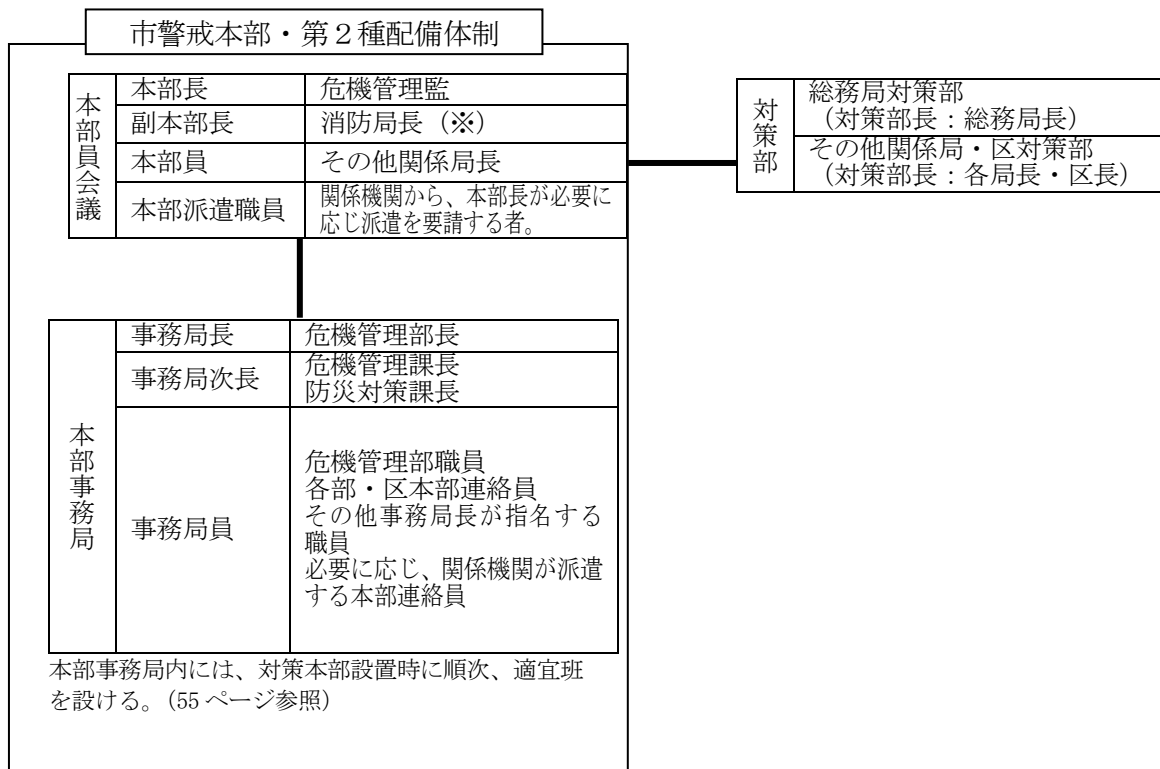


※1 事態認定と市国民保護対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定が行われる場合には、タイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

① 市警戒本部・第2種配備体制

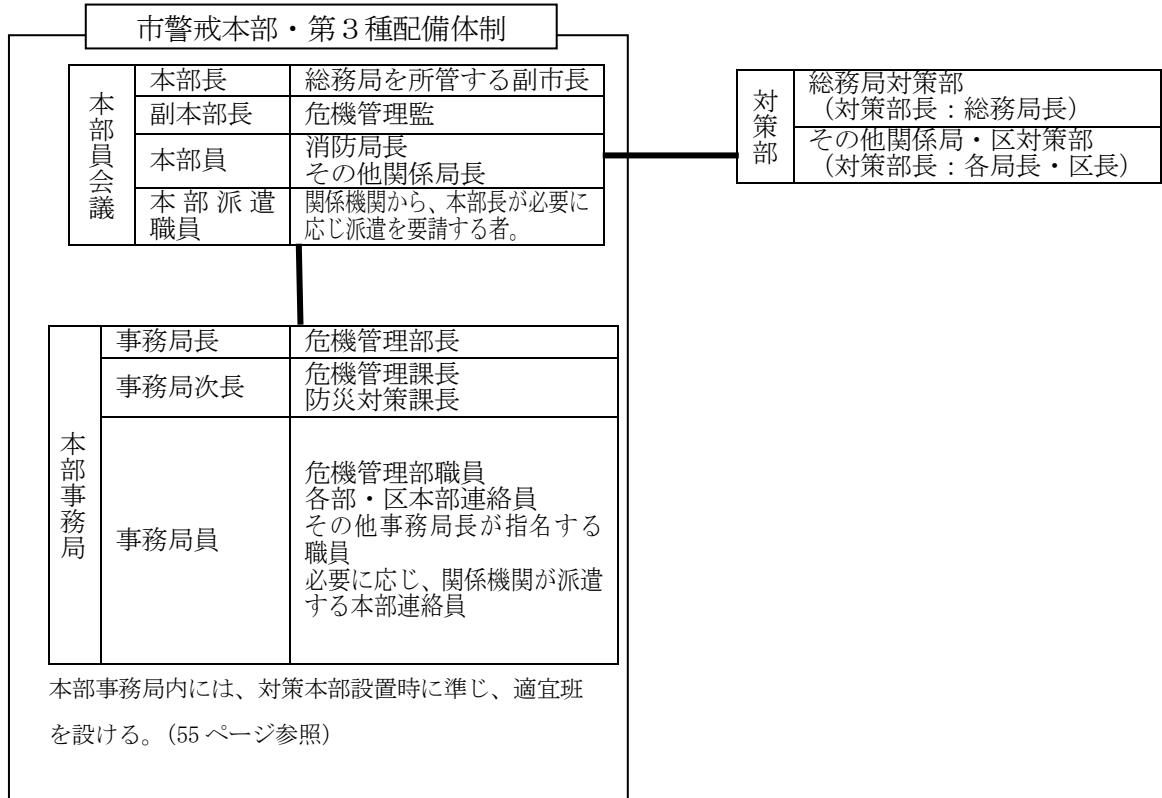
下記のとおり、危機管理監が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部長の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。



※ 本市においては、消防局長に消防組織法に規定する消防長を充てる。
 (千葉県消防局組織規則第4条第1項)

② 市警戒本部・第3種配備体制

下記のとおり、総務局を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部長の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。



(3) 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場における消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急業務の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を各局・区等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部体制への移行

(1) 市警戒本部体制の廃止

政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。

(2) 市災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、または多数の人が死傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づき市災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部設置の通知があった場合には、市は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。

なお、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順 【法第25条、第27条】

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に市警戒本部体制等をとっていた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等の参集

市対策本部事務局長（危機管理部長）は、市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市役所本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市役所本庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合には、市長が指定する場所に設置する。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 【法第26条第2項】

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部等の組織構成及び機能 【法第28条】

市対策本部等の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

市国民保護対策本部

本 部 員 会 議	本部長	市長
	副本部長	副市長
	主管本部員	危機管理監
	本部員	総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 こども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 消防局長 水道局長 病院事業管理者 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長
	本部派遣職員 【法第28条第6項】	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。

本 部 事 務 局	事務局長	危機管理部長
	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長
	事務局員 〔統括班 安全班 情報集約班 広報・報道班〕	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員

対 策 部 「 対 策 部 長 は （ ） の 者 を も つ て 充 て る 」	総務局対策部 (総務局長)
	総合政策局対策部 (総合政策局長)
	財政局対策部 (財政局長)
	市民局対策部 (市民局長)
	保健福祉局対策部 (保健福祉局長)
	こども未来対策部 (こども未来局長)
	環境局対策部 (環境局長)
	経済農政局対策部 (経済農政局長)
	消防局対策部 (消防局長)
	水道局対策部 (水道局長)
	病院局対策部 (病院事業管理者)
	会計室対策部 (会計管理者)
	教育委員会事務局対策部 (教育長)
	選挙管理委員会事務局対策部 (選挙管理委員会事務局長)
	人事委員会事務局対策部 (人事委員会事務局長)
監査委員事務局対策部 (監査委員事務局長)	
議会事務局対策部 (議会事務局長)	

区国民保護対策本部	
区対策本部長	区長
区対策副本部長	副区長
区本部員	区課長等
その他の職員	その他の職員

現地対策本部※

現地調整所

※必要に応じ、市長が設置

【本部事務局に設ける班とその事務分掌】

班名	事務分掌
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項 ・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等 ・ 対策本部会議の運営に関する事項 ・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示 ・ 各対策部、消防局及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整 ・ 各対策部、消防局及び現地対策本部の行う行動計画の調整 ・ 各対策部、消防局及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整 ・ 通信回線・通信機器の確保 ・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務
安全班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施
情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、消防局等からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報
広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施

【市の各対策部等における武力攻撃事態等における業務】

組織名称	武力攻撃事態における業務
総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること ・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること ・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること ・ 被災職員の援助に関すること ・ 本部事務局の協力に関すること ・ 情報収集・提供及び通信に関すること ・ 国民の保護に関する総合調整に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 市国民保護対策本部、対策部、消防局、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること ・ 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く） ・ 通信体制の運用、統制に関すること ・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること ・ 要配慮者の対策に関すること ・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること など
総合政策局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部事務局の協力に関すること など
財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護関係予算処置に関すること ・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること ・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など
市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資等に関すること ・ 生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処
 第2章 武力攻撃事態等への対処

保健福祉局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生・防疫活動に関すること ・飲料水及び食品の衛生に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・要配慮者の対策に関すること ・社会福祉施設の対策に関すること ・赤十字標章等の交付等に関すること ・動物保護等に関すること など
こども未来局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の対策に関すること ・社会福祉施設の対策に関すること など
環境局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・し尿の収集及び処理に関すること ・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など
経済農政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急生活必需物資及び食品等の調達に関すること ・商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など
都市局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設及び管理に関すること ・被災市街地の復旧に関すること ・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること ・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること ・港湾関係機関との連絡調整に関すること など
建設局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の管理に関すること。 ・緊急輸送路の確保に関すること ・道路・橋梁等の応急復旧に関すること ・公共下水道の応急復旧に関すること ・下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など
消防局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助活動を含む） ・緊急消防援助隊の受入れに関すること ・消防団活動に関すること ・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること（消防職員のものに限る） ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること ・被災職員の援助に関すること など
水道局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保に関すること ・市水道施設の応急復旧に関すること など
会計室対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護関係経費の出納に関すること ・他の対策部に対する応援に関すること など
病院局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療、助産、救護に関すること ・医療品及び衛生資材等の確保に関すること ・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関すること など
教育委員会事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等の避難所の開設に関すること ・学校施設等の被害調査及び応急復旧に関すること ・文化財の被害調査及び応急復旧に関すること ・児童生徒等の安全、避難等に関すること ・児童生徒等の保健に関すること ・学用品の給与に関すること ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること ・被災職員の援助に関すること など
選挙管理委員会事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・他の対策部に対する応援に関すること
人事委員会事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・他の対策部に対する応援に関すること

監査委員事務局 対策部	・他の対策部に対する応援に関する事
議会事務局対策部	・災害に係る議会活動に関する事 ・他の対策部に対する応援に関する事 など
区国民保護 対策本部	・区国民保護対策本部に関する事 ・警報等の伝達に関する事 ・避難所の開設及び管理運営に関する事 ・避難者の誘導及び救援に関する事 ・被災者に対する市税の減免措置等に関する事 ・避難者の医療、助産、救護に関する事 ・安否情報の提供に関する事 など

(4) 市対策本部における広報等 【法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、住民に適時適切な情報提供を行うため、広報・報道班を中心に市対策本部における広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置し、広報・報道班長をもって充てる。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、市ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置 【法第28条第8項】

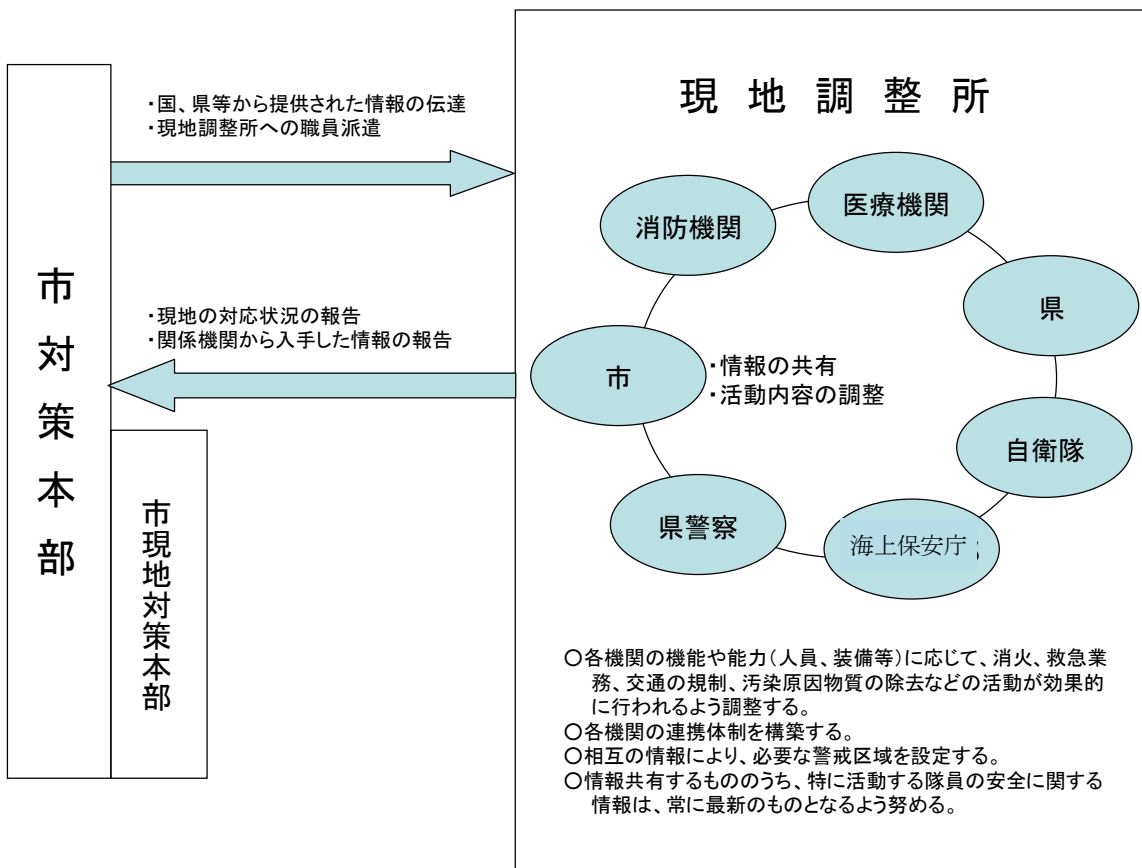
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部には、市現地対策本部長、市現地対策本部員その他の職員を置き、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



(7) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、関係地方公共団体の国民保護対策本部等と武力攻撃事態等合同対策協議会を開催することがある。この場合、市対策本部長又は市対策本部長が指名する者が参加する。

(8) 市対策本部長の権限 【法第29条】

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止 【法第30条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市の所有する無線通信網、インターネット、LGWAN（※）、CHAINS（※）及び加入電話などを活用し、市対策本部と市現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。
※LGWAN：総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワークのこと。

※CHAINS：千葉市行政情報ネットワークシステム（Chiba Administrative Information Network System）の略称。庁内ネットワークを中核として形成される電子市役所の基盤であり、市の内外における情報交換、庁内組織の壁を越えた情報共有及び市民、事業者、他自治体等との協議による質の高い行政運営を実現するための情報基盤として、市の情報化を推進していく役割を持っている。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市は当該協議会へ参加し、国・県・市において国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請 【法第16条第4項】

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 【法第16条第5項】

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 【法第21条第3項】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め 【法第20条】

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする地方協力本部長又は本市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては市域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては市域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 出動した部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部、現地対策本部、現地調整所等において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村に対する応援の要求 【法第17条第1項】

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県に対する応援の要求 【法第18条】

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託 【法第19条、施行令第4条】

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請 【法第151条、施行令第37条】

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行

政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。この要請は県を経由して行うが、人命の救助等のために緊急を要する場合には直接要請が可能である。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあっせん 【法第152条、施行令第37条】

(1)の派遣要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し又は県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等 【法第17条第1項、第19条、施行令第4条】

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、知事に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 【法第21条第2項】

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等 【法第4条第3項】

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 【法第4条第1・2項】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。また、この協力は住民の自発的意思に委ねられるものであり、要請に当たっては、強制になることのないように配慮する。

- 避難住民の誘導（法第70条第1項）
- 避難住民等の救援（法第80条第1項）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条第1項）
- 保健衛生の確保（法第123条第1項）

第4 警報の伝達、避難住民の誘導等

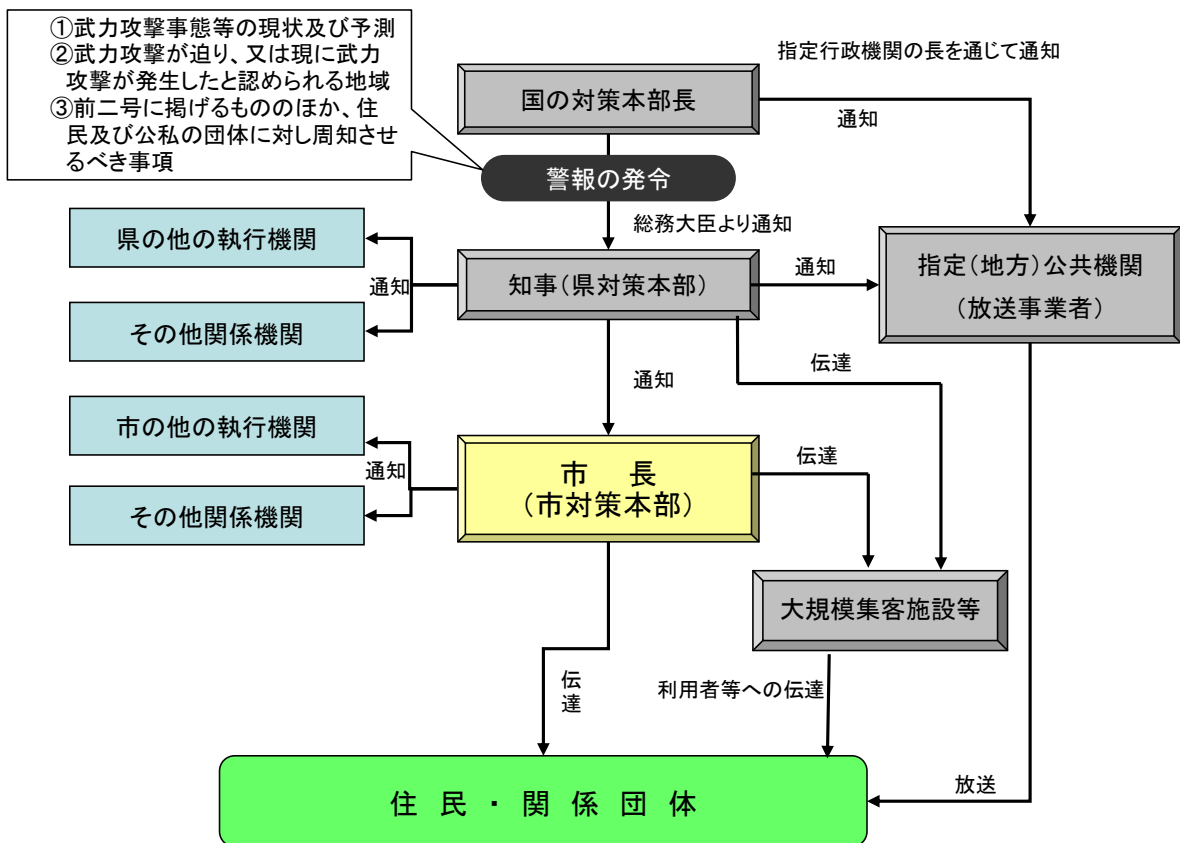
1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達等 【法第47条第1項】

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び町内自治会等の関係団体に警報の内容を伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
また、市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

警報の通知・伝達の仕組みは、下記のとおりである。



(2) 警報の内容の伝達方法

① 警報の内容の伝達方法 【法第47条第2項】

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、ちばし災害緊急速報メール及び安全・安心メールの配信、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）の活用、消防団や自主防災組織による伝達、町内自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

② 消防機関等及び県警察との連携 【法第47条第3項】

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内自治会や避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機を活用するなどして警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

③ 要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、市災害時要配慮者支援計画に準じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

④ 警報の解除の伝達 【法第51条第2項】

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

(3) 緊急通報の伝達及び通知 【法第100条第2項】

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

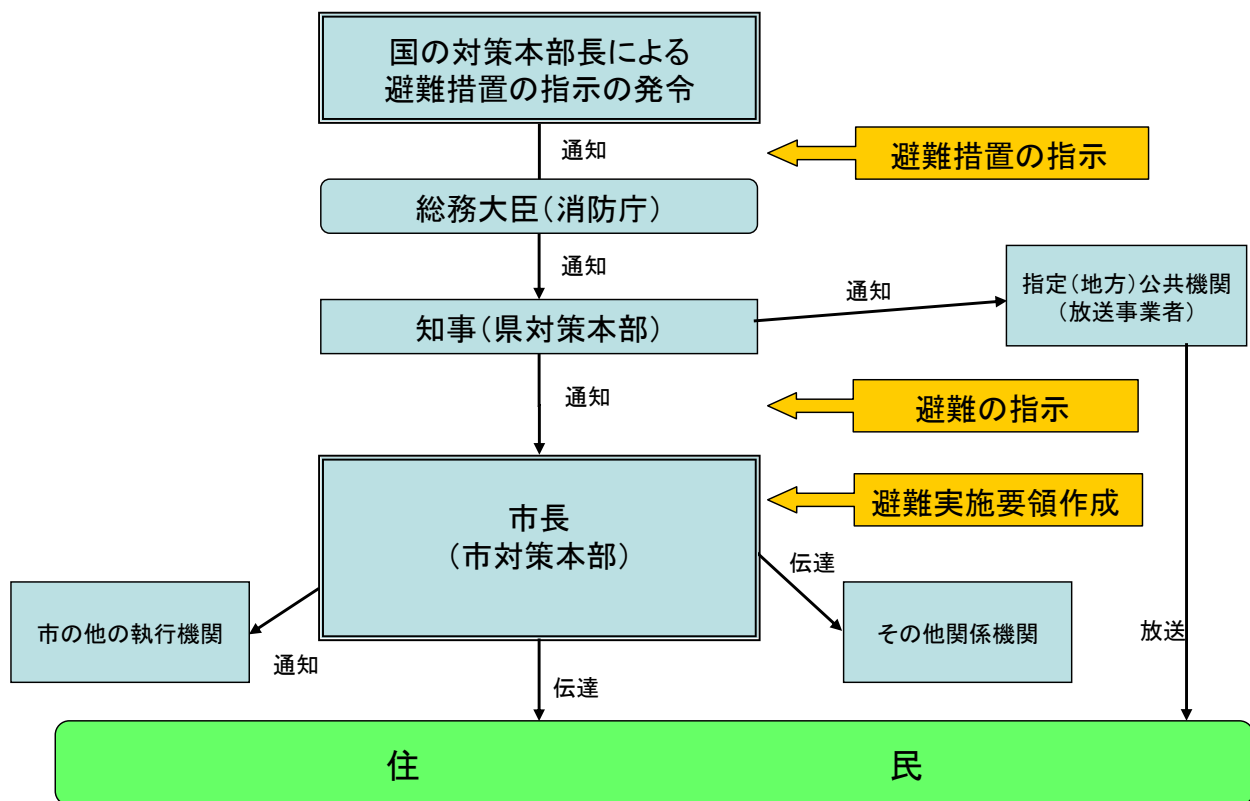
2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難の指示の通知・伝達 【法第54条第1・4項】

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



※市長は、避難の指示受信後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

(2) 避難実施要領の策定・伝達等 【法第61条】

① 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難実施要領に定める事項（法定事項）は次のとおりである。

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

② 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った措置を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

③ 避難実施要領への記載事項

避難実施要領には、以下の事項などを記載する。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所等及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の所在地名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間等

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路等

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

- コ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先等を記述する。
- ④ 避難実施要領策定の際の考慮事項
避難実施要領策定の際は、以下の点を考慮する。
 - ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
 - イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - ウ 避難住民の概数把握
 - エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
 - オ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - カ 避難行動要支援者の避難方法の決定
 - キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
 - ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
 - ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
 - コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【参考 避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

〇〇県A市長
〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行う。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ町内自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ町内自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ町内自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

- (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難誘導を優先的に行う。また、自主防災組織や町内自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男
 TEL 0××-×××-×××× (内線 ××××)
 FAX 0××-×××-××××

・・・以下略・・・

⑤ 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

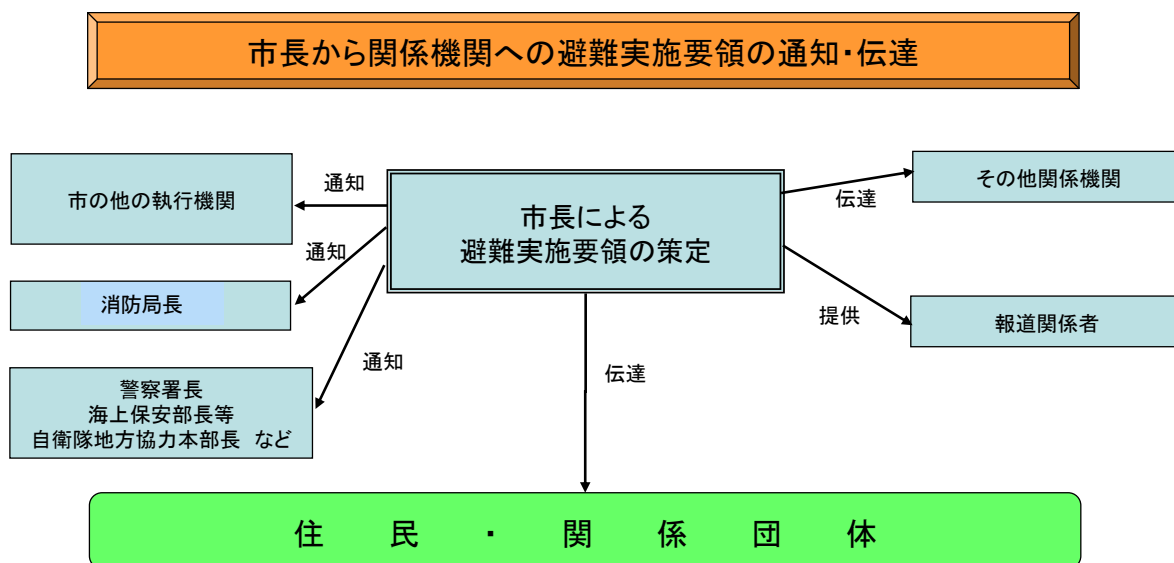
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

⑥ 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



(3) 避難住民の誘導

① 市長による避難住民の誘導 【法第62条第1項】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

② 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、町内自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

③ 避難誘導を行う関係機関との連携 【法第63条第1項、第64条第1項】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

また、避難誘導に際して警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

④ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 【法第62条第6項】

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対

応についての情報を提供する。

⑥ 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力するとともに、市災害時要配慮者支援計画に準じて避難行動要支援者に応じた連絡、運送手段の確保を的確に行う。

⑦ 避難住民を誘導する者による警告、指示等 【法第66条第1項】

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑧ 避難所などにおける安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所などにおける犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

⑨ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑩ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

⑪ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

⑫ 避難住民の運送の求め等 【法第71条】

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

⑬ 大規模な市民の避難

大規模な市民の避難の必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措

置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生防止に努めるものとされている。

市長は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

⑭ 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市は避難施設等の必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市町と連携を図る。

⑮ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

⑯ 石油コンビナート等特別防災区域の周辺地域における市民の避難

市長は、石油コンビナート等特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の市民に対し退避を指示し、また警戒区域の設定等を行う。

⑰ 避難住民の復帰のための措置 【法第69条】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(4) 避難に当たって配慮する事項

① 弾道ミサイル攻撃の場合

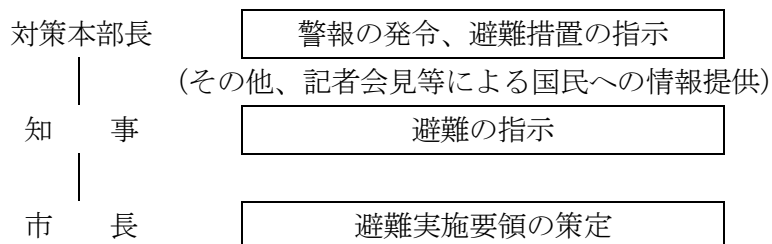
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

a 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



b 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安庁及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安庁、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

③ 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県市の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

④ NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合の避難においては、国の対策本部長が攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。一般的には、外気からの密閉性の高い屋内や、風上への避難誘導を行うこととなる。

なお、屋外にて避難誘導や避難実施要領の伝達に携わる者は、外気に触れるため危険性が高いことから、市長はこれらの者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずる。

第5 救 援

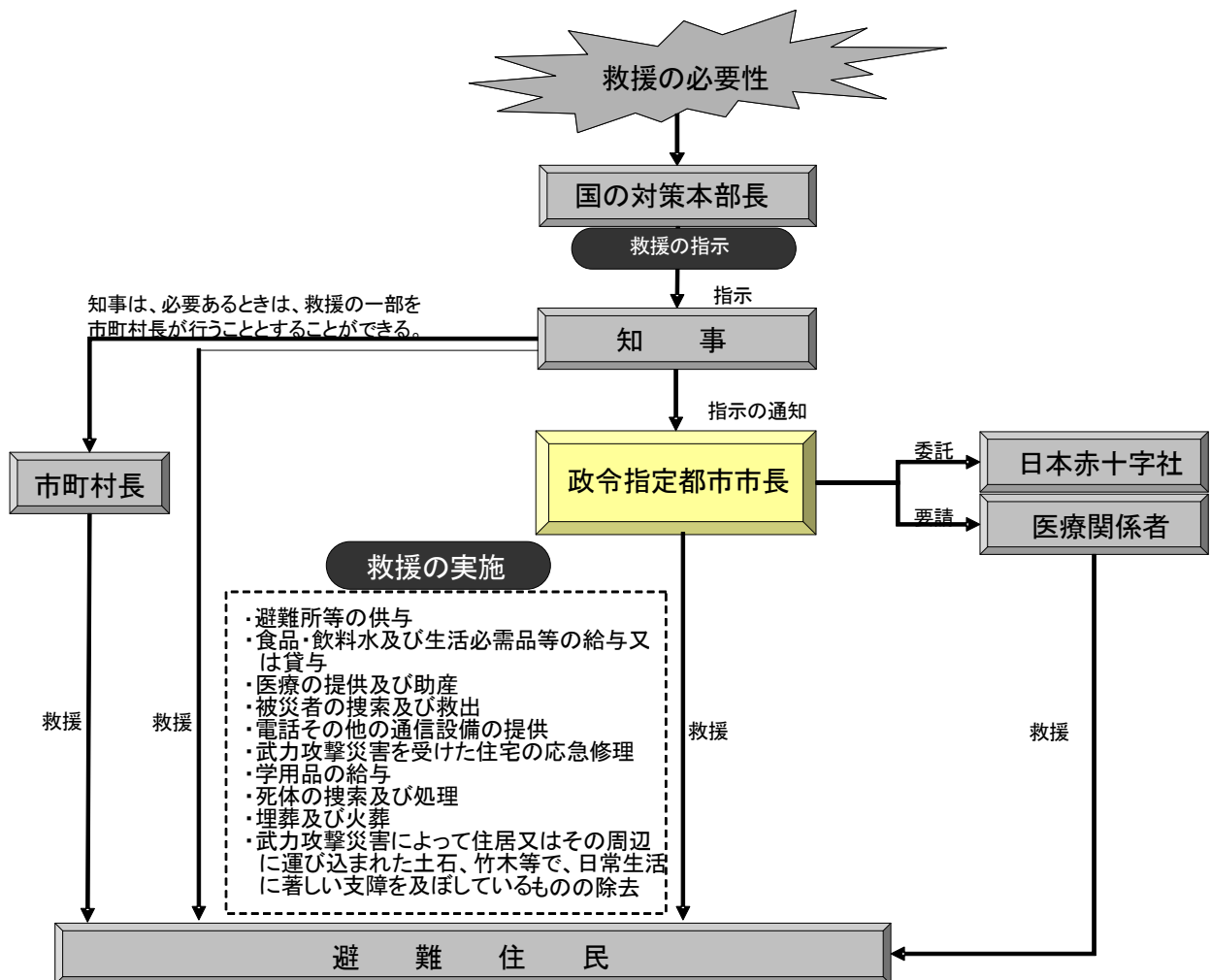
避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために市が実施する救援について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施 【法第75条第1項、施行令第9条】

市長は、知事を通じ国の対策本部長より救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。



(2) 救援の実施に係る県との調整

市長は、政令指定都市として市が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

(3) **救援の程度、方法及び期間** 【法第75条第3項、施行令第10条】

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき救援を行う。また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

なお、市は、要配慮者に対して適切な救援を実施できるよう、十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(4) **救援に関する基礎資料**

市長は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

2 関係機関との連携

(1) **県との連携**

本市は政令指定都市であり、県と同様の立場で救援を行うことが定められていることから、県との間で救援の活動内容についての情報の共有を図る。

(2) **日本赤十字社との連携** 【法第77条】

市長は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に災害救助法における実務に準じた手続により協力の要請及び委託をすることができる。

(3) **緊急物資の運送の求め** 【法第79条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

また、市長は、運送事業者に運送を行うよう要請又は指示するときは、当該運送事業者に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供する等、その業務に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

(4) **国への要請** 【法第87条】

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

3 救援の内容

 【法第75条、施行令第9条】

(1) **避難所等の供与**

① **避難所の供与**

ア 避難所の決定 【救援の程度及び方法の基準第2条第1号】

市は、県と調整の上、あらかじめ指定した避難施設その他適切な場所に避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営

避難所の運営はあらかじめ定めるマニュアルに基づき、救援を行うため配置された市の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営する。

なお、避難所においては、避難住民等のプライバシーの確保について配慮する。

② 公営住宅の貸与 【救援の程度及び方法の基準第2条第1号ト】

市は、必要と認める場合には、公営住宅を避難住民等に貸与する。

③ 応急仮設住宅等の供与 【救援の程度及び方法の基準第2条第1号ニ・第2号】

市は、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅及び長期避難住宅を供与する。

なお、これらの住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、市長は、県に資機材の調達について支援を求める。

④ 避難所等の安全確保 【法第89条】

市が開設した避難所等については、消防法第17条の適用除外となるため、市は、消防用設備の設置及び維持に関する基準を定め、避難所等における災害を防止し、安全を確保する。

(2) 食品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

① 供給計画の策定

市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下のaからhの内容について、食品・飲料水・生活必需品の供給計画を定める。

a 備蓄物資から使用する量

b 市外からの応援物資の量

c 特定物資の保管、売り渡しの要請量、要請業者

d 食品、生活必需品等の物資集積地

e 物資集積地までの運送方法、運送体制

f 物資集積地から避難施設への運送方法、運送体制

g 拠点給水、車両給水の実施

h その他必要な事項

② 飲料水の供給

市は、避難所において飲料水が不足する場合においては、供給計画に基づき応援の調整を

図り、拠点給水又は車両給水を実施する。

③ 物資の仕分け

市は、あらかじめ定めた体制に基づき、物資を仕分ける。

④ 物資の運送方法等 【法第79条】

ア 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送について要請する。

なお、国の対策本部長により、道路の利用指針等が定められた場合は、市は、その利用指針を踏まえて、運送手段の選択や運送の要請を行う。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、運送を実施することとされている。

イ 運送実施状況の把握方法

a 市から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次市対策本部へ報告を行う。

b 市対策本部は、運送車両の出発時間と到着時間、物資の品目、数量について取りまとめ、関係する避難所に連絡を行う。

⑤ 物資運送路の確保

ア 国の対策本部との調整

市は、救援物資の運送道路を決定する際には、国の対策本部と必要な調整を行う。

イ 県警察との調整

市は、物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、物資の運送道路を決定する際には、県警察と調整を行う。

ウ 物資運送路の決定

市は、物資の保管場所から物資集積地までの運送路及び物資集積地から避難所など救援を行う場所までの運送路について決定し、県警察及び運送事業者に通知する。

⑥ 受入れを希望する物資情報の発信

市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、市民に公表するよう努める。

⑦ 県への支援要請 【法第144条】

市長は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、県に物資の調達について支援を求める。

(3) 医療の提供及び助産

① 傷病者の搬送等

ア 消防機関の活動

a 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、市町村からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行う。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

b 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定する。

- ・ トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）を実施して、救命の処置を必要とする重傷病者等を優先する
- ・ 高齢者、乳幼児等の抵抗力が低い弱者を優先する
- ・ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する
- ・ 武力攻撃災害発生現場付近以外で、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する

c 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、県内の他の消防機関に応援を求める。また、県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は、市長は、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊による応援を要請する。

イ 後方医療施設への搬送手順

a 傷病者搬送の判定

医療救護班（下記②ア参照）又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの結果を踏まえ、後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

b 傷病者搬送の要請

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。また、消防機関だけで対応できない場合には、民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

重篤患者など緊急治療が必要な場合には、必要に応じて市消防ヘリコプターやドクターヘリコプターを手配するとともに、なおも必要な場合には、県警察、海上保安庁、自衛隊に対してもヘリコプターによる搬送の要請を行う。

c 後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた消防機関その他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、市が収容先医療機関の受入れ体制を確認した上で、搬送する。

②医療救護班の編成と医療資機材の調達

ア 医療救護班の編成手順と派遣方法

各医療機関は、あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し、派遣する。

イ 医療資機材等の調達

a 医療資機材の調達

医療救護班の使用する医療資機材が不足する場合には、市に調達を要請する。要請を受けた市は、備蓄用医療資機材の提供、製造販売業者への物資の売渡し要請を行い、必要数量を確保する。

b 血液の供給

市及び日本赤十字社千葉県支部は、武力攻撃災害発生後、直ちに県内血液センター施

設の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- ・被害の軽微な地域等に採血車を出動させ、献血を行う
- ・血液が不足する場合には、近隣の日本赤十字社の都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液の受入れを行う

③ 救護所の設置

医療救護班を派遣する各機関は、あらかじめ定める方法により、救護所を設置する。

④ 後方医療体制の確立

ア 災害拠点病院との連携

医療救護班を派遣した各機関は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行う。災害拠点病院は、他の医療機関等では対応できない重篤傷病者、高度な治療が必要な患者を受け入れる。

イ 市立病院

両市立病院は、災害拠点病院としての機能又は災害拠点病院に準じた後方収容機能を果たすとともに、医療救護班を設置するなど災害時医療の中核として活動する。

ウ 災害医療協力施設等

上記ア及びイのほか、市医師会の協力を得て、災害医療協力施設を定める。また、多数の重傷病者等が発生した場合に重症傷病者等の受入れを行う後方支援病院を確保する。

エ 広域応援の要請

市長は、市内の関係機関のみでは十分な医療救護活動が困難と認めるときは、県及び他の市町村へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れ等を要請する。なお、その際、市地域防災計画に記載されている諸協定の活用留意する。

(4) 被災者の捜索及び救出

① 被災情報の把握

市は、被災情報、捜索・救出の状況、安否情報について、情報収集等に努める。

② 被災地における捜索・救出の実施

市は、市対策本部で集約した被災情報に基づき、県、県警察、自主防災組織、ボランティア団体と協力し、救助・救急活動を実施する。

③ 応援要請

ア 市は、被災情報を消防機関に提供するとともに、一つの消防機関では対応が困難と認めるときには、近隣の消防機関に応援を要請するなど、必要な調整を行う。

イ 市長は、被災状況が甚大であり、市だけでは対応が困難と認めるときは、他の市町村の市町村長等及び知事等に対し国民保護法第17条・第18条に定める応援を求め、また、知事を通じて消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を行う。また、必要と認めるときには、知事を通じて防衛大臣に対し、自衛隊の部隊の国民保護等派遣を要請する。

④ 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。

(5) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難所等で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行う。

(6) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(7) 学用品の給与

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。

(8) 死体の捜索及び処理並びに埋葬及び火葬

① 関係機関との連携

市は、県、県警察、海上保安庁、自衛隊、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索及び処理並びに埋葬及び火葬を適切に実施する。

② 死体の捜索

市は、県や県警察などの関係機関の協力のもとに、死体の捜索を実施する。ただし、NBC攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

③ 死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

ア 一時保管

市は、検視（見分）・検案前の死体及び所持品・発見状況に関する書類とともに死体の一時保管を行う。

（注）検視…捜査機関が、死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分。

見分…捜査機関が、不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分。

検案…医師が死体の外表から検査し、死亡の確認と死因の究明を行う処分。埋葬に必要。

イ 検視（見分）・検案

警察官等は、医師立ち会いの元、検視（見分）を行う。医師は、検案を行う。

また、必要に応じ、死体の洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。

ウ 身元確認作業

死体の状況により身元の特定ができない場合、市は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

エ 死体の輸送

警察官等による検視・見分及び医師による検案を終えた死体は、市が、県、県警察、消防機関、葬祭業取扱業者の協力を得て死体収容所へ輸送し、収容する。

オ 死体収容所（安置所）の開設

市は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園など）に死体の収容所を開設し、死体を収容及び整理し、埋葬及び火葬前の一時保管を行う。死体収容のための建物が無い場合は、天幕・幕張りを施し、必要器具（納棺用具等）を確保する。また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

カ 遺留品等の整理

市は、収容した死体の遺留品などの整理を行う。

④ 埋葬・火葬対策

ア 被害状況の把握

市は、死者数を把握し、県に報告する。また、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握する。

イ 埋葬・火葬の実施

市は、火葬を実施する。市のみでの火葬の実施が困難な場合には、市は、受入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請する。また、市内の火葬場だけで処理が困難な場合には、市は近隣市町に火葬の応援を要請する。

(9) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木の除去

市は、武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体との協力の上、必要最小限の除去を行う。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等や生物剤・化学剤による攻撃の場合には、市又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・専門医療機関である量子科学技術研究開発機構との密接な連携による医療活動の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関（市立青葉病院）等への移送及び入院措置の実施（ただし、市立青葉病院で全ての感染症に対応できるわけではないことに留意する）
- ・必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- ・患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 事業者への保管・売渡し要請 【法第81条】

備蓄物資及び応援物資では、避難住民等の救援が十分に行われていないと認められる場合において、市長は、特定物資について、その所有者に対し、売り渡し要請を行うことができる。この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、市長は、特に必要があると認めるときに限り、物資を収用することができる。

なお、市長は、特定物資を確保するため、緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者に対して、保管を命ずることができる。

また、市長は、必要がある場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡しの要請等を市長に代わって行うことを要請する。

特定物資の種類は次のとおりである。

- a 医薬品
- b 食品
- c 寝具
- d 医療機器その他衛生用品
- e 飲料水
- f 被服その他生活必需品
- g 避難所等に係る建設工事に必要な建設資材
- h 燃料
- i その他救援の実施に必要なものとして内閣総理大臣が定めるもの

(2) 土地等の使用に関する留意事項 【法第82条】

市長は、避難所等の供与や医療の提供を目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資を、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て使用することができる。

なお、市長は、臨時の施設を開設するため、特に必要があると認めるときに限り、所有者の同意を得ないで当該土地等を使用することができる。

(3) 公用令書の交付 【法第83条】

上記(1)及び(2)に基づき、特定物資を収用・保管し、又は土地等を使用する処分については、市長は、公用令書を交付して行わなければならない。

また、公用令書を交付すべき相手方、事後交付の手續等については、国民保護法及び国民保護法施行令に定めるところによる。

(4) 立入検査等 【法第84条】

市長は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に土地若しくは家屋又は特定物資を保管させる場所若しくは特定

物資等の所在する場所に立ち入り、土地、家屋又は特定物資等の状況を検査させることができる。

また、市長は、特定物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に特定物資を保管させてある場所に立ち入り、特定物資の保管の状況を検査させることができる。

なお、職員が立入検査を行う場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。又当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。

6 医療の実施の要請等 【法第85条】

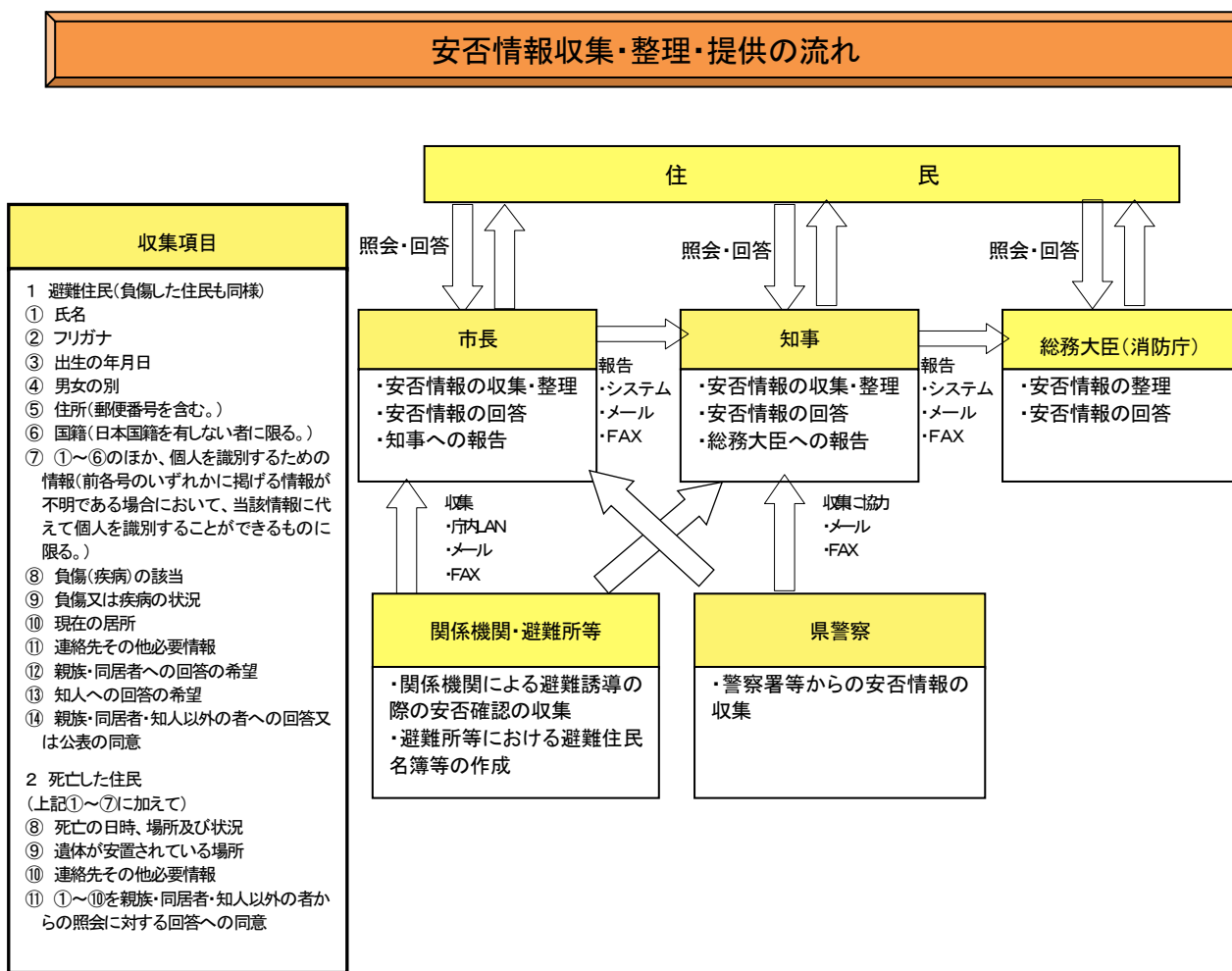
市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。なお、正当な理由がないのに要請に応じない場合は、医療を行うべきことを指示することができる。この場合には、必要な事項を書面にて示さなければならない。

また、市長は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示する。



1 安否情報の収集 【法第94条】

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 【法第94条第1項】

市は、収集・整理した安否情報を原則として安否情報システムへの入力により適時に県へ報告する。なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 【法第95条】

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として区役所に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。
- ③ 安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。この場合、市は、安否情報省令に基づく照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に照会者の住所、氏名、生年月日及び性別を問い合わせることにより、照合を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷してい

るか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) **個人の情報の保護への配慮**

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 安否情報の公表

市は、市域内において収集した安否情報について、安否情報収集の際に、本人や遺族に対し、安否情報公表に係る意思を確認することとし、公表に同意したものについては、適宜公表を行う。なお、個人情報保護の観点から、公表する内容は、親族等が本人を特定するのに必要な限度の情報とすることを原則とする。

ただし、意識不明で身元の確認ができない者や身元不明の遺体等について、当該安否情報を公表することにより、家族等への情報提供を図る公益上の必要性が高いと判断できる場合においては、上記の例外とし、身元特定等のため公表を行う。

5 日本赤十字社に対する協力 【法第96条第2・3項】

市は、日本赤十字社の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処 【法第97条第2項】

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 知事への措置要請 【法第97条第6項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保 【法第22条】

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報 【法第98条】

① 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

② 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援 【法第102条第4項】

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

③ 市が管理する施設の安全の確保 【法第102条第3・4項】

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安庁、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

① 危険物質等に関する措置命令 【法第103条第1・3・5項】

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。また、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生したときは、これを防除・軽減するための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は次のとおりである。

ア 対象

- a 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- b 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）で、同法第4条第1項の登録を市長から受けた者が取り扱うもの

イ 措置

- a 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消

防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)

b 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

c 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 【法第103条第2・4・5項】

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、①イの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(3) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止等 【法第104号】

本市には、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域が存在する。同区域に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置及び同法に基づき作成された千葉県石油コンビナート等防災計画に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、(1)の安全確保及び(2)の武力攻撃災害防止・防除措置もあわせて講ずる。

本市の石油コンビナート等に武力攻撃災害が発生した場合、消防機関は上記計画等に定める応急対策に従事する。石油コンビナート等防災本部長（知事）は必要に応じ、本市の市庁舎内に現地本部を設置し、市長をもって現地本部長に充てることとされている（災害時における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領）。現地本部員となる市職員は同要領に定めるところに従い、情報収集や付近住民に対する広報等に従事する。

(4) 武力攻撃原子力災害への対処 【法第105条】

本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過することもある。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法第105条の「武力攻撃原子力災害」に該当するため、市がこうした事実を認識したときは、直ちに国に通報しなければならない（同条第3項）。国の対策本部長は、直ちに武力攻撃原子力災害への対処に関する事項の公示を行い、関係大臣等を指揮して応急対策を講じることとされている。具体的には、武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・伝達、被災者の救難・救助、緊急輸送の確保等である（同条第13項、原子力災害特別措置法第26条第1項）。市長が知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合（国民保護法第105条第11項）は、消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(5) 核燃料物質等に係る武力攻撃災害の発生等の防止 【法第106条】

核燃料物質や核汚染物質を保有する施設は、危険物質等取扱所として生活関連等施設に該当することから、市は(1)の安全確保策を講ずる。また、これらの施設に係る武力攻撃災害が発生した場合は、国は施設の管理者に対し必要な措置を命ずることができるとされている。

3 NBC攻撃による災害への対処 【法第107条、第108条】

市は、NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣等を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、市は、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事

項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集するよう努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

4 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示 【法第112条】

① 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

② 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- a NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- b 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

③ 退避の指示に伴う措置等

ア 知事への通知等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、安全・安心メール、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 退避先の指示

市長は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

ウ 警察官等による退避の指示

知事、警察官、海上保安官などは、市長による退避の指示を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、必要と認める地域の住民に対して、退避の指示を行うことができる。

エ 活動の調整

市長は、知事、警察官、海上保安官などから退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

④ 安全の確保等

ア 安全の確保 【法第22条】

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安庁等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 緊急連絡手段の確保等

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安庁、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 特殊標章等の着用

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定 【法第114条第1項】

① 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 範囲等の決定

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安庁、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 周知及び立入りの制限

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 連絡体制の確保

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安庁、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 活動の調整

市長は、知事、警察官、海上保安官などから警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 市長の事前措置 【法第111条第1項】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担 【法第113条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

(4) 消防に関する措置等

① 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 消防機関の活動 【法第97条第7項】

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員に危険が及ばないよ

う、必要な情報の収集や、汚染防止のための必要な資機材支給など、活動上の安全確保に配慮し、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

③ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

④ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、③による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

⑤ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

⑥ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

⑦ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

⑧ 安全の確保 【法第22条】

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集 【法第126条第1項】

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安庁との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告 【法第127条第1項】

市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について千葉県国民保護計画に定められた様式（資料編参照）に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。さらに、市災害時要配慮者支援計画に準じて、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。
- ② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、市域における飲料水給水体制を整備する。
- ③ 市は、その管理する水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運

搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。避難所などにおいては、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

また、市が、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

① 廃棄物処理体制の整備

市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)及び「千葉市震災廃棄物処理計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 応援等の要請

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村の応援等に係る要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

① 廃棄物処理業の許可を受けていない者に対する特例 【法第124条第3項】

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 特例基準の指導 【法第124条第4項】

市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置等について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 【法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため次に掲げる措置を行う。

- ・生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク（※）等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実させる。

※物価情報ネットワーク：インターネットを介して消費者庁と地方自治体間及び地方自治体相互間で物価に関する情報を交換するシステム。物価問題に関する消費者、事業者等の理解と協力を得て、合理的な消費態度や取引活動等を助長する効果的に実施することを目的とする。

また、市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等
- ・国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等
- ・物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額を超える契約等に対する例外許可等

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、必要に応じた学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等 【法第162条第2項】

市は、法律又は条例の定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他市の徴収金について、減免、徴収猶予その他の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) **生活再建資金の融資等**

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等（災害援護資金、災害見舞金・弔慰金、被災者生活再建支援金等）を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) **水の安定的な供給 【法第134条第2項】**

水道事業者として市は、その供給区域において、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) **公共的施設の適切な管理 【法第137条】**

河川管理施設及び道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理について、以下のとおり定める。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 【法第157条第1項、第158条第1項】

① 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第8条(1)に定める特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る)。

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に定める特殊信号(医療組織又は医療用運送手段の識別のための信号又は通報)。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に定める身分証明書(様式のひな型は108ページのとおり)。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用運送手段等。

【標章】



白地に赤十字



白地に赤新月



白地に赤のライオン及び太陽

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に定める特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

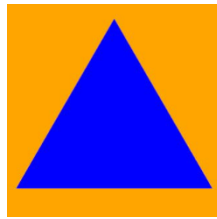
イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に定める身分証明書(様式のひな型は108ページのとおり)。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

【特殊標章】



(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理 【法第157条第2項】

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し使用させる。

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む）

(3) 特殊標章等の交付及び管理 【法第158条第2項】

市長及び消防局長は、ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。



- ア 市長
 - ・市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・消防団長及び消防団員
 - ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 消防局長
 - ・消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の		
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

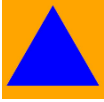
裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))